

# 狛江市立公民館条例

平成5年12月27日条例第33号

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第20条に規定する目的を達成するため、狛江市立公民館（以下「公民館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(管理)

第3条 公民館は、狛江市教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する。

(事業)

第4条 公民館は、おおむね次に掲げる事業を行う。

- (1) 各種の学級、講座並びに講演会等を開催すること。
- (2) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- (3) 社会教育に関する資料を備え、その利用を図ること。
- (4) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- (5) 施設及び設備を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館運営審議会)

第5条 公民館に、狛江市立公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに公募による者の中から狛江市教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の定数は、10人以内とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(使用許可)

第6条 公民館を使用する者は、委員会の許可を受けなければならない。

(使用料)

第7条 公民館の施設及び陶芸窯の使用は有料とし、施設の使用料は別表第2のとおりとし、陶芸窯の使用料は規則で定めるとおりとする。

- 2 法第20条に定める目的以外（以下「目的外」という。）に公民館を使用する場合は有料とし、施設の使用料は別表第3のとおりとし、付属設備及び備品の使用料は規則で定めるとおりとする。
- 3 市長が特に必要があると認めたときは、使用料を減額又は免除することができる。

(使用料の納入)

第8条 公民館の施設、付属設備及び備品の使用料は、規則で定める期日までに

納入しなければならない。

(使用料の不還付)

第9条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、市長が、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年5月1日から施行する。

(狛江市福祉会館の設置および管理に関する条例の廃止)

2 狛江市福祉会館の設置および管理に関する条例(昭和47年条例第13号。以下「旧福祉会館条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、改正前の狛江市立公民館条例第3条に規定する公民館運営審議会の委員である者は、第5条に規定する審議会の委員に委嘱されたものとみなす。

4 この条例施行の際、旧福祉会館条例の規定に基づく社会福祉施設として使用に供される施設は、当分の間、狛江市立西河原公民館に同一性をもって存続するものとする。

5 前項の規定は、あいとぴあセンター(健康福祉会館)の開設と同時に効力が消滅するものとする。

付 則(平成8年3月29日条例第12号)

この条例は、平成8年8月1日から施行する。

付 則(平成12年3月31日条例第21号)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、改正前の狛江市立公民館条例施行規則(平成5年教育委員会規則第8号)第11条で規定する施設使用料の徴収は、改正後の狛江市立公民館条例第7条の規定に基づき徴収したものとみなす。

付 則(平成15年12月25日条例第31号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の狛江市立公民館条例第6条第1項の規定は、平成16年4月1日以降の使用に係る使用料から適用する。

付 則(平成16年3月30日条例第9号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成17年12月27日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の狛江市立公民館条例の規定は、平成18年7月1日以後の使用に係るものから適用する。

付 則(平成24年3月28日条例第7号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成25年3月29日条例第4号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（令和4年8月31日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の狛江市立公民館条例の規定は、令和4年10月1日以降の使用に係る使用料について適用する。ただし、第7条の改正規定は、令和4年12月1日から施行し、令和4年12月1日以降の使用に係る使用料について適用する。

付 則（令和5年11月28日条例第32号）

- 1 この条例は、令和6年9月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の狛江市立公民館条例の施行に際し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

付 則（令和7年3月27日条例第22号）

- 1 この条例は、令和7年11月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の狛江市立公民館条例の施行に際し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

付 則（令和7年12月23日条例第60号）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の狛江市立公民館条例の施行に際し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

#### 別表第1（第2条関係）

種別	名称	位置
本館	狛江市立西河原公民館	狛江市元和泉二丁目35番1号
分館	狛江市立中央公民館	狛江市和泉本町一丁目1番5号

#### 別表第2（第7条関係）

##### 狛江市立公民館施設使用料

施設名	室名	使用区分	使用料（1区分） （単位：円）
狛江市立西河原公民館	暗室	-	100(50)
	リハーサル室	-	200(100)
	茶室	-	200(100)
	学習室Ⅰ	-	500(250)
	学習室Ⅱ	-	300(150)

	学習室Ⅲ	-	300(150)
	料理実習室	料理実習使用	600(300)
		料理実習以外使用	300(150)
	和室	-	400(200)
	視聴覚室	-	400(200)
	生活工芸室	-	500(250)
	多目的ホール	-	1,300(650)
狛江市 立中央 公民館	第一会議室		300(150)
	第二会議室		300(150)
	第三会議室		200(100)
	第四会議室		600(300)
	和室		300(150)
	料理実習室	料理実習使用	800(400)
		料理実習以外使用	400(200)
	美術工芸室	美術工芸室のみ使用	400(200)
		陶芸窯を同時使用	200(100)
	視聴覚室		600(300)
	講座室		600(300)
	ホール		1,000(500)

備考

- 1 主に18歳以下の者で構成する団体が使用する場合は、カッコ内の金額とする。
- 2 各室の使用は、午前9時から正午まで、正午から午後4時まで、午後4時から午後7時まで及び午後7時から午後10時までの1区分ごととし、各室の使用料は、1区分ごとの使用料とする。
- 3 施設を時間の区分を超えて連続使用する場合は、区分ごとの使用料の合

計額をその使用料とする。

別表第3（第7条関係）

狛江市立公民館施設使用料（目的外）

施設名	室名	使用区分	使用料（1区分）	
			（単位：円）	
狛江市立西河原公民館	暗室	-	1,000	
	リハーサル室	-	2,000	
	茶室	-	2,000	
	学習室Ⅰ	-	5,000	
	学習室Ⅱ	-	3,000	
	学習室Ⅲ	-	3,000	
	料理実習室	料理実習使用	料理実習使用	6,000
		料理実習以外使用	料理実習以外使用	3,000
	和室	-	4,000	
	視聴覚室	-	4,000	
	生活工芸室	-	5,000	
	多目的ホール	ホール全部使用	ホール全部使用	13,000
		舞台又は客席のみ使用	舞台又は客席のみ使用	6,500
展示ギャラリー	-	展示期間は2週間を限度とし、1日につき、10,500円とする。		
狛江市中央公民館	第一会議室	-	3,000	
	第二会議室	-	3,000	
	第三会議室	-	2,000	
	第四会議室	-	6,000	

	和室	-	3,000
	料理実習室	料理実習使用	8,000
		料理実習以外使用	4,000
	美術工芸室	美術工芸室のみ使用	4,000
		陶芸窯を同時に使用	2,000
	視聴覚室	-	6,000
	講座室	-	6,000
	ホール	-	10,000

備考 各室の使用は、午前9時から正午まで、正午から午後4時まで、午後4時から午後7時まで及び午後7時から午後10時までの1区分ごととし、各室の使用料は、1区分ごとの使用料とする。